

ID: 17

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	利用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第14号		
【根拠条文】 (利用料) 第11条 加入者から別表第2に定める利用料を徴収する。 2 前項の利用料は、利用を開始した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から徴収し、利用を廃止し、又は休止した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までを徴収する。 3 機器の点検及び事故等により放送を中断した場合においても、第1項の利用料は減額しない。 4 放送施設の提供を受ける者の利用料は、市長が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日